

薬学部履修要項

授業科目等

第1条 薬学部各学年において履修する授業科目および科目数は別表（1）のとおりとする。

選択科目

第2条 選択科目については履修科目届を所定の期日までに、教務部(課)に提出しなければならない。履修科目届提出後の科目の変更および取り消しは認めない。ただし、選択科目を放棄する者は放棄届けを定期試験施行前に教務部(課)に提出すること。

実習・演習

第3条 (第1学年)

実習および演習については、原則として、各科目の総時間数の 4/5 以上出席しなければその科目の成績を0点とし、初年次体験実習は不合格とする。

2 病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。

3 実習・演習の成績は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。

第4条 (第2学年・第3学年・第4学年・第5学年・第6学年)

実習・演習は原則として各科目の総時間数の 4/5 以上出席しなければその科目の単位を与えない。

2 病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は科目責任者に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。

3 実習・演習の成績は、シラバスに記載された評価方法に基づいて判定する。

定期試験等

第5条 (第1学年)

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

2 定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。

3 1学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の 2/3 以上出席しなかった者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習および実技は除く。

4 試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。

5 各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。合格した者にはその単位を与える。1科目を2名以上の教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。

6 定期試験の日程は試験の開始日の1週間前までに公示する。

7 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、教務課に提出しなければならない。

8 前項の理由により試験に欠席した者には追試験を行う。

追試験の受験者は、指定した期日までに追試験願を教務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。

10 定期試験およびその追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を0点とする。

11 追試験の成績はその得点の80%とする。

12 不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。

13 再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を教務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。

14 再試験に合格した者の成績は60点とする。

15 再試験の追・再試験は行わない。

第6条 (第2学年・第3学年・第4学年・第5学年・第6学年)

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験、進級試験、共用試験(CBT・OSCE)、卒業試験がある。

2 試験は、シラバスに記載された試験方法に基づいて実施する。

3 定期試験の日程は試験開始日の1週間前までに公示する。

4 病気などやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。追試験の受験事由は、別に定める。

5 追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を教務部(課)に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。

6 追試験の最高点を各科目の最高点の80%とする。但し、インフルエンザ等学校保健安全法で定められた感染症で大学の指示により定期試験を欠席した場合の最高点は100%とする。

7 定期試験および追試験を受験できなかった場合は、当該試験の成績を0点とする。

8 全授業時間数の2/3以上出席しなかった者には、定期試験の受験資格を与えない。ただし、実習・演習については第4条に定める。

再試験

第7条 (第2学年・第3学年・第4学年・第5学年・第6学年)

定期試験、追試験に不合格科目のある者に対して再試験を所定の時期に行なう。

- 2 再試験は、合格科目数が対象科目数の 60%以上、あるいは対象科目の総点数が合格基準点の総和以上のいずれかに該当した者について行う。各学年の対象科目は別表(1)に定める。
- 3 原則として再試験の追試験は行わない。
- 4 再試験の受験者は再試験願を教務部(課)に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。
- 5 再試験で合格した場合の点数は、定期試験の合格基準点とする。

共用試験 (CBT)・共用試験 (OSCE)

第8条 (第4学年)

所定の期間に共用試験(CBT)及び共用試験(OSCE)を行う。

- 2 病気などやむを得ない理由により、共用試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
- 3 共用試験(CBT)・共用試験(OSCE)の結果不合格になったものについて、再試験を行う。ただし、合格基準は別に定める。
- 4 共用試験(CBT)・共用試験(OSCE)及び同試験の再試験の受験者には、薬学共用試験センターが定める受験料を課する。
- 5 再試験の追・再試験は行わない。

進級試験

第9条 (第2学年・第3学年・第4学年)

第2、第3学年の年度末に進級試験を行い、これに合格した者は、所定の単位を認定し進級とする。第4学年においては共用試験(CBT)を進級試験に充てる。

- 2 進級試験は当該年で履修すべき科目に合格した者に対して行う。但し、再試験で少数の不合格科目がある場合、進級試験受験資格判定委員会において審議し、受験を許可する場合がある。進級試験の受験が許可された場合、再試験不合格科目については再評価を実施し、進級試験の結果と併せて進級判定を行う。
- 3 病気などやむを得ない理由により、進級試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。追試験の受験事由は、別に定める。
- 4 追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
- 5 進級試験の追試験は、最高点の 100%とする。

成績判定

第10条 (第2学年・第3学年・第4学年・第5学年・第6学年)

各科目の成績判定は、年度末に、定期試験、追試験、再試験、進級試験、その他の評価資料を用いてシラバスに記載された評価方法に基づいて行う。

進 級

第11条 (第1学年)

学年末において、履修すべき必修科目(選択必修科目を含む)のすべてに合格した者は進級とする。

- 2 第5条第12項による再試験受験資格のない者は留年とする。
- 3 不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
- 4 再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
- 5 初年次体験実習の不合格者は留年とする。
- 6 留年者は全科目を再履修しなければならない。ただし、選択科目は前年度履修した科目を変更することができる。

第12条 (第2学年・第3学年・第4学年・第5学年)

定期試験受験資格・再試験受験資格・進級試験受験資格のない者、および進級試験の結果不合格となった者は留年とする。

- 2 第4学年において、共用試験(OSCE)の再試験の不合格者は、留年とする。
- 3 第5学年は、学年末において履修すべき必修科目(選択必修科目を含む)のすべてに合格した者は進級とする。
- 4 留年者は当該年の全ての必修科目を再履修しなければならない。ただし、実習、演習、英語科目については、優秀な成績で合格し担当教員が妥当と判定し該当科目の単位取得を認めた場合、その再履修を免除する。

第13条 (全学年)

平成22年度在学していた全学生に適用

連続する2学年(第1学年を含む)を4年以内(休学年度を除く)に修了できず、かつ学業劣等の者は、成業の見込みがない者とする。ただし、該当する定期試験の総点数が合格基準点の総和以上の者は教授総会に諮ることがある。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して6年を超えることはできない。

- 2 平成23年度以降の入学生に適用

各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して6年を超えることはできない。

卒 業

第 14 条 第6学年で履修すべき科目に合格し、所定の単位を修得した者に卒業試験の受験資格を与える。

- 2 卒業試験の結果およびその他の各種資料に基づいて、判定を行う。
- 3 留年者は、第6学年の全ての必修科目を再履修しなければならない。ただし、合格した選択科目については再履修を免除する。必修科目については、定期試験において優秀な成績で合格し担当教員が妥当と認めた場合、再履修を免除する。
- 4 留年者が、前期において所定の単位を修得した場合、前期に卒業試験を行う。その結果卒業と判定された場合、前期末をもって卒業とする。

休 学

第 15 条 休学した場合には当該学年次の全科目を再履修しなければならない。ただし、実習、演習、英語科目については、優秀な成績で合格し担当教員が妥当と判定し該当科目の単位取得を認めた場合、その再履修を免除する。

その他

第 16 条 進級ならびに卒業決定等の重要事項および特例に関しては教授総会において審議し決定する。

附 則

- 1 この要項は平成18年4月1日以後に入学した者に適用する。
- 2 この改正要項は、平成 19 年4月1日から適用する。
- 3 この改正要項は、平成 20 年4月1日から適用する。
- 4 この改正要項は、平成 21 年4月1日から適用する。
- 5 この改正要項は、平成 22 年4月1日から適用する。
- 6 この改正要項は、平成 23 年4月1日から適用する。
- 7 この改正要項は、平成 24 年4月1日から適用する。
- 8 この改正要項は、平成 25 年4月1日から適用する。
- 9 学生の履修について、学則およびこの要項に定められていない事項は教授総会の議を経てこれを定める。
- 10 この要項の変更は教授総会の議を経て行う。

薬学部履修上の注意

1. 第1学年の進級について

科目		基準	判定
定期試験	不合格	0	進級
	科目数	1～15	(不合格科目数と総点数のどちらか該当する場合) 再試験受験資格あり
	総点数	2,340点以上	
	不合格	16以上	(不合格科目数と総点数が両方該当する場合) 留年
	科目数	2,340点未満	
再試験	不合格	0	進級
	科目数	1以上	留年
初年次体験実習	不合格	0	進級
	科目数	1以上	留年

2. 教養科目について

教養科目の選択については別に定める。

3. 英検資格取得者および TOEIC 基準成績取得者に対する単位の認定

文部科学省認定実用英語技能検定(英検)1級・準1級資格取得者または国際コミュニケーション英語技能テスト(TOEIC)750点以上の得点取得者は、申請によって English for Global Communication (必修)の単位の一部(4単位または2単位)について、認定を受けることができる。なお English for Global Communication に含まれる科目としては Conversational English、Paragraph Writing、Freshman English A・B、Speech and Recitation、Listening for TOEIC がある。

英検に関しては、1級取得者は4単位分、準1級取得者は2単位分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。

TOEIC に関しては、910点以上の得点取得者は4単位分、750点以上の得点取得者は2単位分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。

但し、準1級資格取得者または750点以上の得点取得者で、すでに2単位の認定を受けているものが、1級資格の取得または910点以上の得点を取得し再度科目認定の申請をしても、新たに認められる単位は2単位までとする。

認定を希望する者は、英語科目単位認定願及び、英検の場合は合格証明書を、TOEIC の場合は OFFICIAL SCORE CERTIFICATE (公式認定証)をそれぞれ担当部署へ提出しなければならない。認定を申請して認められた者は、通常の授業に出席することなしに申請科目の単位が認定され、さらに一定の成績評価を与えられる。

【担当部署】

- ・第一学年:富士吉田校舎事務課
- ・第二学年:学事部学務課